

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 14 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所在地
札幌市保養センター駒岡	札幌市南区真駒内

3 管理を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
- (3) 施設の利用等に関する業務
- (4) (1) から(3)に掲げる業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、札幌市老人休養ホーム条例第 2 条第 1 号に定める事業の利用に係る料金を自らの収入とすることができる。利用料金は、札幌市が札幌市老人休養ホーム条例で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることができる。

(2) 利用料金の返還

指定管理者は、老人休養ホーム条例第 13 条第 4 項の規定により利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととする。